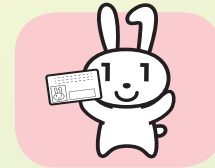


マイナンバーカードはお持ちですか？

マイナンバーカードで何ができるの？

- マイナンバー(個人番号)を証明する書類として利用できます
- 公的な身分証明書として利用できます
- マイナポータル(政府が運営するオンラインサービス)で、子育てや介護等の行政手続きの検索ができます
- コンビニで各種証明書(住民票・印鑑登録証明書・戸籍等)が取得できます(右記QRコード参照)
- スマート申請(証明書のオンライン申請)ができます(右記QRコード参照)
- 「ねんきんネット」に利用登録することで自身の年金情報を確認できます
- インターネットで確定申告(e-Tax)ができます
- 就職・転職・引越をしても健康保険証としてずっと利用できます



マイナンバーPRキャラクター
マイナちゃん



コンビニ
各種証明書に
ついて



スマート
申請について

申請方法と受取方法

申請には以下の方法があります。初回の発行手数料は無料です。申請からカードを受け取るまでに1カ月程度かかりますので、早めに申請してください。マイナンバーカード交付申請書が手元がない場合は、市民課、桜井・明祥・北部支所で再発行できます。(詳細は右記QRコードから市HP参照)



●郵送

申請書に署名又は記名・押印して顔写真を貼付し、返信封筒に入れて下記へ郵送→後日、市民課で受取



〒219-8650 日本郵便株式会社 川崎東郵便局 郵便私書箱第2号 地方公共団体情報システム機構 個人番号カード交付申請書受付センター宛

●パソコン

マイナンバーカード総合サイトにアクセスし、オンライン申請の手順に沿って申請→後日、市民課で受取

●市民課・桜井支所・明祥支所・北部支所

市職員が顔写真の撮影をし、オンライン申請のお手伝いをします。

※支所は要予約。各支所に問い合わせてください。

→後日、市民課で受取又は自宅へ郵送

〈自宅へ郵送する場合〉

申請には本人確認書類を持参の上本人が来庁し、以下の要件を満たす必要があります。

- 初めてマイナンバーカードを申請する
- 申請後、2カ月以内に住所・氏名を変更する予定がない
- 申請時に通知カードを返納して差し支えない
- 暗証番号の入力を市職員が代行して差し支えない
- 郵便局で転送の手続きをしていない



●スマートフォン・一部の証明写真機

申請書のQRコードを読み取り、画面の案内に沿って申請→後日、市民課で受取

●出張窓口

市職員が、町内会や事業所等に出張し、オンライン申請のお手伝いをします



マイナンバーカードに関するお知らせ

〈e-Taxを利用して確定申告を行う人へ〉

マイナンバー方式で申告する人は、マイナンバーカードに搭載されている電子証明書が必要です。電子証明書の有効期間は、電子証明書の発行日から5回目の誕生日までです。これからマイナンバーカードを申請する人、電子証明書の有効期間満了を迎える人は、早めに手続きをしてください。※ID・パスワード方式で申告する人、申告書を紙で提出する人は、電子証明書は不要です。

〈電子証明書の更新手続きについて〉

有効期間満了日の3カ月前から手続きができます。

●**手続方法** マイナンバーカードを持って市民課、桜井・明祥・北部支所へ

※電子証明書の更新は、有効期限が過ぎた後でも手続きができます。更新の際は、マイナンバーカード作成時に決めた暗証番号の入力が必要です。